

平成25年6月 川棚町議会定例会会議録 (第3日目)

平成25年6月25日火曜日(午前10時開議)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	山 口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

議事日程

- | | | | |
|-------|------------------|--|------|
| 日程第 1 | 議案第 39 号 | 職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について | |
| 日程第 2 | 議案第 35 号 | 川棚町子ども・子育て会議条例の制定
について | 総務厚生 |
| 日程第 3 | 議案第 36 号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について | 委員長報 |
| 日程第 4 | 常任委員会の閉会中の継続調査の件 | | |
| 日程第 5 | 議員派遣の件 | | |

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

議 長 日程第1、議案第39号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

町 長 皆様、おはようございます。議案第39号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」提案理由を説明致します。

まず、今回の条例制定の背景でございますが、去る3月29日に地方公務員の給与の削減を前提とした地方交付税減額の法案が可決成立したことによりまして、平成25年度の地方交付税が減額されることとなったところであります。この地方交付税の減額措置につきまして、全国町村会を初めとした地方6団体は、遺憾の意の共同声明を発表し、今後このような措置を二度とおこなわないように強く求めたところであります。

また、地方公務員給与のあり方について、今後、検討の場を設け、地方6団体と十分協議を行うこととして、4月24日に総務大臣に要請致しております。しかし、総務大臣からは現下の最大の使命である日本の再生に向けて、国と地方が一丸となってあらゆる努力を結集する必要がある、当面の対応策として平成25年度に限って緊急にお願いするものであるとのことであります。国と致しましては、東日本大震災の記憶も新しい今、防災、減災事業に積極的に取り組むと共に、長引く景気の低迷を受けて、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっており、これをさらに加速していかなければならないとのこと。また、今後負担増をお願いする消費税について、国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、さらなる行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要であるとのことで要請があったものでございます。

財政基礎が脆弱な本町と致しましては、地方交付税が削減されることにより、予算の執行や財政面において、影響が出ることが予想されることから、今回の職員給与の臨時的な削減はやむを得ないものと判断し、川棚町役場職員組合及び川棚町役場職員組合現業公企評議会に給与削減について提案し、

協議を重ねてまいりまして、去る6月20日に合意に至り、確認書を取り交わしましたので、本日ここに職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について提案申し上げるものでございます。なお、給与の削減額につきましては、本町の地方交付税が減額される額を基本に算定し、支給減額率を定めたものであります。また、今回の職員給与の減額期間につきましては、今年7月1日から来年3月31日までで、対象となる職員は、行政職員、技能職員、技術職員の全ての職員112名が対象となります。ただし、技能職員及び技術職員の給与の減額につきましては、それぞれの給与の支給に関する規則及び規程を制定し、対応することと致しておりますので、ご理解いただきますよう、お願い致します。

以上で、提案の理由とさせていただきますが、条例の内容等につきましては総務課長から説明致しますので、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願い致します。

総務課長 それでは議案第39号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」条文について説明をさせていただきます。

まず第1条でございます。これは趣旨について謳っているものでございます。

次に第2条、職員給与条例の特例でございますが、給与の減額率等について定めているものでございます。まず、減額する期間ですが、施行の日、平成25年7月1日から平成26年3月31日までというふうに定めているものでございます。

次に、二行目、職員給与条例第3条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員、これにつきましては、行政職給料表の対象職員ということを指すものでございます。

次に、三行目、右側ですけれども、附則第6条第1項から第3項までとありますのは、これは給与構造改革時の現給保障のことを指しております。いわゆる、現在受けている給料額を指すものでございます。そして、その現在受けている給料の区分に応じまして、第1号から第3号まで、2級以下100分の2.5、第2号が3級から6級まで100分の5.3、3号が7级以上100分の5.5、この支給減額率を乗じた額を減額するとした規定でございます。

次に、第2項の第1号でございますが、これは管理職手当の減額についての規定でございます。これにつきましても第2条の第1号から第3号の支給減額率を乗じて減額するというふうにした規定でございます。

第2号、これにつきましては休職者の給与を指しているものでございまして、アからウに定めるものについて、それらもそれぞれ減額するとしたものでございます。

第3項、これにつきましては、時間外勤務手当、それから休日勤務手当について一時間あたりの給与額を減額するとした規定でございます。

第4項、次の第3条、第4条これは読替規定でございますが、まず第4項は55歳以上の管理職は現在給料から1.5%の減額をしております。今回の臨時特例によりまして、その1.5%減額した額から、さらに支給減額率を削減すると、減額するというふうにした規定であります。

第3条は、育児休業の部分休業について一時間当たりの減額の算定について定めたものでございます。

第4条、これは介護休職者の一時間当たりの減額の算定について定めたものでございます。

第5条は、端数計算でございます。減額することとされる額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てるものとするというような規定でございます。

第6条は、委任条文でございます。

次に、施行日でございますが、附則にありますように平成25年7月1日から施行するというふうに致しております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いを致します。

議 長 これから質疑を行います。

5 番 三 岳 先程、町長の提案理由の説明の中で、交付税の減額について触れられましたが、この金額と併せましてですね、それぞれ2.5から5.5までの削減となっております、この総額といいますか、金額的なものをお知らせいただきたいと思います。

町 長 詳しくは総務課長から再質問があればお答え致しますけど、ただいまの三岳議員の質問ですが、減額される交付税の額、試算を致しました

ところ約2,100万円というふうに判断を致しております。

それから、今回の給与を減額した場合には、約総額で1,900万円程度になるというふうに判断致しております。以上でございます。

14番久保田 お尋ねします。ここに第2条で、2級以下が2.5%、3級から6級が5.3、7级以上が5.5とありますが、減額平均率はいくらですかということをお聞きしたいと思います。それともう一つですけれども、地方の元気づくり事業費というのが本町でも補正予算として上がりました。この元気づくり事業費もですね、給与削減に見合った事業費として計上されたものではないかというふうにお尋ねします。

町長 詳細につきましては、総務課長から答弁をさせます。以上でございます。

総務課長 お答え致します。まず、給与の減額率の平均の率でございます。4.87%でございます。

次に、地域の元気づくり事業費、これが交付税に入るんじゃないかということでございます。地域の元気づくり事業費、これが今の試算では1,400万円程度というふうに見込んでおります。町長が言いました交付税の減額額2,100万円と言いますのは、1,400万円の元気づくり事業費を差し引いたもので捉えているものでございます。

14番久保田 それでは先程の町長の説明の中で、組合と合意に至ったのは6月20日で確認書もその時に交わしたということですが、この事業費と関連があるということが分かった時点で、組合とそういうふうな話をしなくてはいけなかったのではないかというふうに私は思うんですけどもどうでしょうか。

総務課長 私の方からお答えをさせていただきます。この元気づくり事業費、これがまずあの、交付税の需要額、これからですね計算の方法としましては、川棚町の地方交付税の措置の24年度の需要額、これから福祉組合の分を減額致しております。この影響額が大体1.1%というふうにされております。それが3,500万円程度あります。それから地域の元気づくり事業費、これが1,400万円程ですので、これを差し引いて2,100万円程度の影響があるというふうなことが分かったわけです。そういったことで、これらを含めて組合側と協議を致しまして合意に至ったものでございます。以

上です。

1 3 番 森 田 平均ですね、4.87%という数字をいただいたんですが、私は新聞記事なんかを比較をしてみますとね、4.87%というのは非常に厳しいんじゃないかという感触をうけるんですよね。ちなみに波佐見町がまだ決定はしていませんが、2.8%と言っておりますね。これが削減効果が1千万円というふうに記載しておりますが、他市町に比べてね、平均4.87%というのは、なかなか厳しい数字じゃないかなと思うんですよ。なぜこういうふうになったのかを説明していただきたいと思います。

総 務 課 長 今、森田議員の方から4.87は厳しすぎるんじゃないかというふうなことでございました。確かに新聞等で見ますと、波佐見町は平均が2.8%、東彼杵町が3.9%でございます。あと、島原、西海等も新聞等でありましたので、私も見ておりますが、7.4%、7.3%、佐世保で4.8%というふうな状況のようでございます。これは、それぞれ置かれた立場が違ってきております。そういったことで、各町村の、この減額率は違っております。波佐見町におきましては、地域の元気づくり交付金、これは川棚町と比較しますと、かなり大きな差となっております。そういったことで、今回の削減につきましては、あくまでも労使の合意が前提でございますので、そういったことで影響率等を調べましてしたものでございます。ただあの、町長が言いましたように交付税の影響するであろう額、これから給与等の削減額を引きますと、184万円程度はマイナスになります。ただこれにつきましても、町長と致しましても、全てを職員に転嫁することはできないだろうと、やはり行政も努力をすべきという判断をするということで、こういった減額率にしたものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

1 5 番 山 口 給与減額というのはですね、職員にとって生活給でもありですね、なかなか受け入れがたいというのが心情であろうと思っております。ただ、国の復興再生ということでですね、いわゆるやむなく減額という処置になったんだろうと思いますが、こういった処置というのは、ややもすればですね、職員の勤労意欲とかですね、士気にも影響し、逆に考えようによっては町民へのサービス低下につながりかねないと、そういう危惧もあるわけです。そういった点で、この給料減額をされた分をですね、何らかのかたちで

職員の士気に影響を及ぼさないような配慮その他されたのか、もしされた部分があればお答えいただければと思います。

総務課長 今回の給与の減額によって、勤労意欲や士気の低下につながるのではないかと、減額したものをそういったものに使うことは考えられないかということですが、やはり地方交付税というのは、一般財源でございます。一般財源が減ったということは、町長が言いましたように財政面にも大きい影響を及ぼすということで、組合側としても、やはりそこを懸念して妥結をしてくれたということでございます。だから、これを職員の厚生活動なり、そういった意欲の低下にならないようなものに使うというふうなことは現在考えておりません。ただ、厚生活動等につきましてはですね、職員のそういった低下にならないように配慮をしていくべきだというふうには考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

14番久保田 本町の職員の方達も、震災が起きた直後から東海村に行ったり、水道課の人達も手伝いに行ったり、一生懸命努力をされております。それにも関わらずですね、その全国の防災対策費は問題になっているように流用されているわけですね。本町に、この血の出るような生活給がですね、このようなふうに減らされるんですけれども、これが東日本の復興のために、本当に早く配布されるようにですね、国に呼びかけるというふうなことをなさるあれはないですか。

総務課長 今回の地方公務員の給与削減については、大体8,405億円ぐらいというふうに国では見ております。これについてですね、この額を全国防災事業費、あるいは緊急防災減災事業費、あるいは地域の元気づくり事業に充てるんだというふうなことで、それぞれの東日本大震災の復興もそうでしょうけれども、それぞれの減災、防災に充てるというふうなことが示されているところでございます。そういったことで、防災、減災、それぞれについて、それをしていくんだということでございますので、町と致しまして、国に復興につながるようなことを要請するということは考えておりません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。よろしいですね。

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

1 4 番久保田 私は、議案第 3 9 号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」の反対討論を行います。

町は、国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、国から要請されたことを受けて、行政職 1 1 2 名の職員給与を平均 4 . 8 7 % を減額、減額期間を平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの 9 ヶ月間行おうとしております。この給与引き下げに反対する理由の第一は、国による道理のない公務員賃下げの強要、自治体当局による賃下げ提案です。そもそもこの問題は、民主党野田内閣時代に国家公務員給与の平均 7 . 8 % 削減実施と併せて地方公務員の給与削減についても検討された問題です。自民党も総選挙の公約の中で、公務員総人件費を国、地方併せて 2 兆円削減することを掲げ、1 3 年度の予算からさっそく手を付けて、地方が削減を実施することを前提とした地方財政計画を閣議決定したものです。

今回の地方財政計画での地方公務員給与削減の措置に対して、地方 6 団体は、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治体の根本に抵触する。また、地方交付税は地方固有の財産であり、国が再生誘導に利用することは許さないとの趣旨で総務大臣に要望しています。政府自身がデフレからの脱却を旗印に掲げ、財界に労働者の報酬引き上げを要請している時に、人件費削減を地方に強要するなど矛盾の極みです。公務員給与の削減による経済のマイナス効果は 1 兆 2 千億円とも言われて、地方経済への打撃と同時に民間の賃下げにも連動します。公務員労働者は、過去 1 0 年間で 1 9 %、本町の職員も減らされ続けています。町民へのサービスや、いつ起こるか分からない災害に対しても影響が出ることは間違いありません。デフレ経済が進行する中で、地域経済にも大きな影響を及ぼす給与の引き下げは認められません。

したがって、今回の条例改正は認められないとして反対討論とします。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 3 番森田 賛成討論致します。先程、私の質問に対しても、行政は丁寧に説明していただき、制度的に納得しております。ただ、本来のですね、このあり方というのは国が強制的にですね、地方交付税を切ってしまうと、減額してしまうと、非常に納得しがたいんですよ。しかし、これは国の制度とし

てやったことであって、地方交付税に依存している自治体としては、なかなか逆らえないという現実があります。川棚町の条例にしてもですね、率、いわゆる削減率については、非常に厳しいものがあって納得しがたいものもあるんですが、労働組合との合意にも至っておるし、これはやむを得ないんじゃないかと、緊急措置ですね。そういうことで、これは来年の3月まではお互いに辛抱しなきゃならんんじゃないかということで、生活費を切り詰められるけれども、これは我慢して同調するしかないんじゃないかということで賛成致します。以上。

議 長 これですべての討論を終わります。これから議案第39号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって議案第39号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

(10:27)

議 長 次に、日程第2、議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」、及び日程第3、議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を、会議規則第37条の規定により、一括議題とします。本案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生委員長 報告致します。平成25年6月25日、川棚町議会議長初手安幸様、総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。記。事件の番号、件名、審査の結果。

議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」、可決すべきものと決定。議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、可決すべきものと決

定。

総務厚生委員長報告。議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」及び議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、総務委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。(1) 審査期日、平成25年6月21日、(2) 審査場所、第3委員会室、(3) 出席者、委員、議長、議会事務局書記、住民福祉課長、子育て支援係長。

2、審査の内容。主な質疑と答弁。

質疑、法第77条第1項に掲げる事務とは。

答弁、特定保育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定並びに市町村子ども・子育て支援計画の策定などである。

質疑、特定教育・保育施設とは。

答弁、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の機能を有する保育所である。

質疑、市町村子ども・子育て支援事業計画とは。

答弁、次世代育成行動計画を引き継ぐもので平成27年度から平成31年度までの計画のことである。

3、審査結果。討論はなく、全会一致で可決すべきものと決定した。

4、委員会の意見。特になし。以上です。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

14番久保田 委員長報告に対して質問をおこないます。

これは、子ども・子育て会議を作るということは、これは自治体の努力義務になっているはずですが、小串保育所が民営化が終了しました。そのことによって、これを急いで制定しようとしているのではないかというのを一つ尋ねます。

もう一つは、この子ども会議はですね、よその自治体では公募によるものでも行われているところがありますが、川棚町は委員のメンバーの方達を公募する。そのようなことはありませんか。お尋ねします。

総務厚生委員長 ただいまの久保田議員の質問にお答え致します。

これはですね、上位法といいますか、ただいまの委員長報告の中にも記載しておりますが、これはですね、質疑の3番目にあります市町村子ども・子

育て支援計画事業というのは、5年前に策定されておりました次世代育成行動計画を引き継ぐものということで行政から説明を受けております。ですから、その急いでということではないということですね。それから公募についてですね、委員の方からも質問をしたわけですがけれども、これについてはですね、公募という考えはないという説明を受けております。

4 番 堀 田 たぶん間違いだろうと思うんですけど、審査内容の一番最初の答弁の中に「特定保育・保育施設」とあります。次の質疑の中に「特定教育・保育施設」とありますけれども、上の方の「特定保育」というのは「特定教育」の間違いじゃないでしょうか。

総務厚生委員長 大変申し訳ありません。これは第77条の1項にですね、「特定教育・保育施設」という文言が出ておましてですね、これは私どものミスでございます。ちょっと議長の方にはお願いがありますが、この特定保育という表現につきましては、「特定教育」と訂正をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長 今、堀田議員の質疑の中で、報告書の名称についての質疑がっております。それに基づいて委員長より審査内容の一番目、答弁の「特定保育」の「保育」の部分で「教育」ですね、「特定教育」に変更したい旨の訂正の要請がっております。文言の修正ですので、これを認めたいと思っております。よろしゅうございますか。それでは「特定教育」ということで訂正をお願い致します。

議 長 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで総務厚生委員長に対する質疑を終わります。

これから一件ごとに、討論、採決を行います。議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」の原案に対し、反対討論はありませんか。

1 4 番久保田 議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」の反対討論を行います。

子ども・子育て会議の常設化によって、父母や保育の当事者が自由に議論

でき、その意見や願いが行政に十分に反映できるのは期待できますが、この会議には、行政を縛る権限が与えられているわけではありません。先程も、委員長の報告でもあったように、委員の公募はしないということであり、委員の人選も結局は町長に委ねられるものですから、積極的な機能を果たすものとは思えません。この会議の目的は、「給付の内容、費用負担、事業効果を審議する」とされており、その中心は保育制度をどう変えるかということです。最大の問題は、児童福祉法第24条で明記された「市町村の保育の実施責任」をなくしてしまうことです。現行の児童福祉法に基づく保育制度では、国と自治体は保育保障と保育水準の確保、保育費用の負担に責任を持つ仕組みです。この市町村の実施義務をなくすことによって、保育を国、自治体から公的に保障するものから、保護者が自分の責任で事業者からサービスを購入するものに変えようとするものです。関係者が持つ疑問や不安が、払拭されないまま、拙速な制度の制定は行うべきではない。よってこの議案に反対します。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 村 井 この条例は、上位法に基づくものでもありますし、子ども・子育て会議というものを設置することで、今後の本町の子ども・子育て支援の後押しになるものと期待して賛成を致します。

議 _____ **長** これで討論を終わります。これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第35号「川棚町子ども・子育て会議条例の制定について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 41)

議 _____ **長** 次に、議案第36号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を致します。

原案に対し、反対討論はありませんか。

1 4 番久保田 私は、議案第 3 5 号にも反対をしました。拙速な会議を作るべきではないということ、それに連動している議案第 3 6 号、これにも反対致します。

議 **長** 次に、賛成者の発言を許します。

1 番 村 井 私は議案第 3 5 号に賛成致しました。その関連でもあります議案第 3 6 号に賛成を致します。

議 **長** これで討論を終わります。これから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 **長** 起立多数です。したがって議案第 3 6 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(1 0 : 4 3)

議 **長** 次に、日程第 4、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。総務厚生委員長と産業建設文教委員長から、会議規則第 7 5 条の規定により、お手元に配布を致しました申出書のとおり、閉会中の継続調査申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 **長** 異議なしと認めます。したがって総務厚生委員会、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

(1 0 : 4 3)

議 長 次に、日程第5、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件は会議規則第127条の規定によって、お手元に配布しました別紙のとおり、議員派遣をしたいと思いますが異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配布しました別紙のとおり、派遣することに決定しました。なお、ただいま議決しました議員派遣の件で、後日変更があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、後日変更があった場合は議長に一任することに決定を致しました。

(10:44)

議 長 お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものがあった場合は、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定を致しました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了致しました。会議を閉じます。平成25年6月川棚町議会定例会を閉会致します。ご起立願います。お疲れ様でした。

(10:45)

地方自治法第123条第2項の規定により，署名する。

川 棚 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員
